

介護福祉士からの 4つの道

国家資格を取ったあとの進み方。上下の関係ではなく、向き不向きで選びます

現在地：介護福祉士

実務経験3年＋実務者研修を修了し、国家試験に合格した状態

1 現場のスペシャリスト

認知症介護実践者研修
実務経験2年程度から

認知症介護実践リーダー研修
実践者研修＋実務5年程度

認定介護福祉士
介護福祉士として5年以上

2 ケアマネジメント

介護支援専門員
介護福祉士として5年・900日

主任介護支援専門員
ケアマネの実務5年以上など

地域包括支援センター
主任ケアマネの配置が要件

3 相談援助

生活相談員
任用資格は自治体で異なる

社会福祉主事任用資格
認定講習会や通信課程で取得

社会福祉士
学歴と実務でルートが変わる

4 事業所マネジメント

サービス提供責任者
実務者研修または介護福祉士

現場リーダー・主任
事業所ごとに基準はさまざま

管理者・施設長
施設の種類ごとに要件がある

この図は標準的な進み方の一例です。要件は自治体・施設により異なります

4つの道を比べる

どれが上ということはありません。利用者と直接かかわりたいのか、仕組みをつくる側に回りたいのかで選び方が変わります。

道	主な仕事	必要な資格・研修	こんな人に向いている
1 現場のスペシャリスト	利用者への直接ケア。認知症ケアや医療的ケアの中心を担い、後輩に技術を伝える	認知症介護実践者研修、実践リーダー研修、喀痰吸引等研修、認定介護福祉士	現場を離れたくない人。ケアの質を突き詰めた人
2 ケアマネジメント	ケアプランの作成、サービス事業者との調整、モニタリング	介護支援専門員、主任介護支援専門員	全体を見渡して調整するのが得意な人。身体的な負担を減らしたい人
3 相談援助	利用者やご家族からの相談対応、入退所の調整、関係機関との連携	社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士	話を聴くこと、書類や制度を扱うことが苦にならない人
4 事業所マネジメント	シフト管理、人員配置、教育、収支の管理、稼働率の改善	サービス提供責任者の要件、社会福祉主事任用資格、施設長資格認定講習会	人を育てること、数字で事業を見ることに関心がある人

複数の道を行き来する人も多くいます。生活相談員を経験してからケアマネジャーになる、ケアマネジャーを経験してから管理者になる、といった進み方は珍しくありません。

身体的な負担と収入の関係

夜勤が減ると夜勤手当がなくなるため、役職に就いても手取りが下がる時期があります。ケアマネジャーや生活相談員へ移るときは、基本給と手当の内訳を確認してから判断してください。

道ごとの進み方

1 現場のスペシャリスト

認知症介護実践者研修は、実務経験おおむね2年から受講できます。修了後に実践リーダー研修（実践者研修修了と実務経験5年程度）へ進むと、チームへの指導ができるようになります。認定介護福祉士は、介護福祉士として実務経験5年以上と、現任研修100時間以上の受講歴が必要です。養成研修はⅠ類とⅡ類をあわせて600時間です。

- ・喀痰吸引等研修は、基本研修と実地研修に分かれます。実務者研修の修了者は基本研修が免除されます。実地研修まで修了し、介護福祉士は登録証への記載、それ以外の方は認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けて、はじめてたんの吸引や経管栄養を実施できます。

2 ケアマネジメント

介護支援専門員実務研修受講試験は毎年10月に行われます。介護福祉士の資格に基づく実務経験が5年以上かつ900日以上必要で、この期間は介護福祉士として登録した日から数えます。合格後、87時間の実務研修を修了して登録すると、ケアマネジャーとして働けます。主任介護支援専門員は、ケアマネジャーとしての実務経験5年以上などが要件で、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の管理者に必要な資格です。

- ・2026年6月に改正法が成立し、受験に必要な実務経験は5年から3年（従事日数540日以上）に短縮される見込みです。2027年度の試験からの適用が見込まれています。
- ・同じ改正で、5年ごとの資格更新制は廃止されます。かわりに継続的な研修の受講が義務づけられます。施行日は今後の政令で定められます。

3 相談援助

生活相談員の要件は自治体によって異なります。社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかを求めるのが基本ですが、介護福祉士と実務経験、またはケアマネジャーの資格で認める自治体もあります。勤務地の基準を先に確認してください。

- ・社会福祉主事任用資格は、都道府県の資格認定講習会や、中央福祉学院の通信課程で取得できます。働きながら取りやすいルートです。
- ・社会福祉士の受験資格は、学歴と実務経験の組み合わせで十数通りに分かれます。介護福祉士を持っているだけでは受験できません。社会福祉振興・試験センターで自分のルートを確認してください。

4 事業所マネジメント

サービス提供責任者は、実務者研修または介護福祉士の資格があれば就ける役職です。訪問介護事業所でのマネジメントの入口になります。施設の管理者・施設長は施設の種類ごとに要件が異なり、特別養護老人ホームの場合は、社会福祉主事の資格、社会福祉事業に2年以上従事した経験、社会福祉施設長資格認定講習会の修了のいずれかが求められます。

迷ったときの考え方

順番を間違えないための3つの確認

- ・実務経験は「登録した日」から数えます。ケアマネジャーの5年は、介護福祉士として登録した日以降の期間です。合格した日でも、入職した日でもありません。
- ・研修には定員と募集時期があります。認知症介護実践者研修や社会福祉主事の認定講習会は、自治体が年に1~2回募集するだけのこともあります。受けたい年度の募集要項を早めに確認してください。
- ・実務経験証明書は勤務先が発行します。転職する場合は、退職時に受け取っておくと後の手続きが楽になります。

職場を変えると近道になることがあります

実務経験は転職してもリセットされません。一方で、次の資格に必要な経験は職場によって積めるかどうかが変わります。

- ・認定介護福祉士の養成研修では、小チームのリーダー経験と、居宅系・施設系の両方での生活支援の経験をもつことが望ましいとされています。必須ではありませんが、片方しか経験がない場合は、もう一方のサービスを経験しておくとうまく受講しやすくなります。
- ・生活相談員やサービス提供責任者の求人は、資格要件を満たしていれば未経験でも応募できることがあります。役職の経験は、その職に就かないと積みません。
- ・研修費用の補助や資格取得支援制度は事業所によって差があります。実務者研修の費用を全額負担する事業所もあります。

よくある回り道

- ・資格を取ってから動こうとして、受験要件を満たしていないことに直前で気づく。募集要項の確認は、勉強を始める前に行ってください。
- ・役職に就いてから夜勤手当がなくなり、手取りが下がる。求人票では基本給と手当の内訳を確認してください。
- ・研修の実習が勤務先の協力を前提にしている場合があります。認知症介護実践者研修などは職場実習を含むため、受講前に上司へ相談しておくとうまく進めやすくなります。

この資料は2026年7月時点の情報をもとにしています。資格の要件、研修の時間数、制度改正の施行日は変更される場合があります。受験や受講の前に、各都道府県、実施機関、社会福祉振興・試験センターの案内で確認してください。

介護のお仕事探しは **e介護転職**